令和 7 年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）

ＺＥＢプランナー（フェーズ２）

実績報告の手引き

２０２５年５月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

【はじめにお読みください】

◆ＳＩＩホームページの「よくあるご質問」をご確認ください

実績報告を行う前に、一般社団法人　環境共創イニシアチブ（以下「ＳＩＩ」という。）のホームページ「よくあるご質問」を必ずご確認ください。

◆ＺＥＢプランナー・ポータルサイトについて

ＺＥＢプランナー実績報告は、ＳＩＩが提供するＷｅｂ上のＺＥＢプランナー・ポータルサイトで行います。
ポータルサイトに入力した情報は、ＳＩＩのデータベースに登録され、実績報告内容の確認の過程で活用されます。
本手引き等を参照し、ポータルサイトに必要事項を正しく入力してください。

◆本手引きの画像について

本手引きに掲載された入力画面等の画像は、お使いのＰＣ環境により、文字の配置等が実際の画面と若干異なる場合があります。また、ポータルサイト開発段階の画面であるため、実際の画面と異なる場合があります。

◆推奨環境

〔推奨ソフトウェア〕
Adobe Reader等のPDF閲覧ソフト

〔推奨ブラウザ〕
Microsoft Edge 最新の安定バージョン
Mozilla Firefox 最新の安定バージョン
Google Chrome 最新の安定バージョン

目次

1. ポータルサイトの利用にあたって　P．3

1. ポータルサイトを使用したＺＥＢプランナー実績報告の流れ　P．3
2. ＺＥＢプランナー・ポータルサイトへのログイン　P．4
3. ＺＥＢプランナー・ポータルサイトについて　P．5
   ＜参考＞承認ステータス一覧　P．8

2. ＺＥＢプランナー評価制度について　P．9

   ＜参考＞評価方法及び評価結果例　P．１０

3. 実績報告情報の入力　P．１１

1. 実績報告の開始　P．１１
2. 登録情報の確認と更新　P．１２
3. ＺＥＢプランナー実績情報の入力　P．１６
4. 添付書類のアップロード　P．２９
   ＜参考＞添付書類　P．３０
1. 実績報告入力完了　P．３１
2. アンケート回答　P．３２

4. 報告内容確認・修正対応　P．３３

1. ポータルサイトを使用したＺＥＢプランナー実績報告の流れ

実績報告を行う前に、ＳＩＩホームページの「よくあるご質問」を必ずご確認ください。

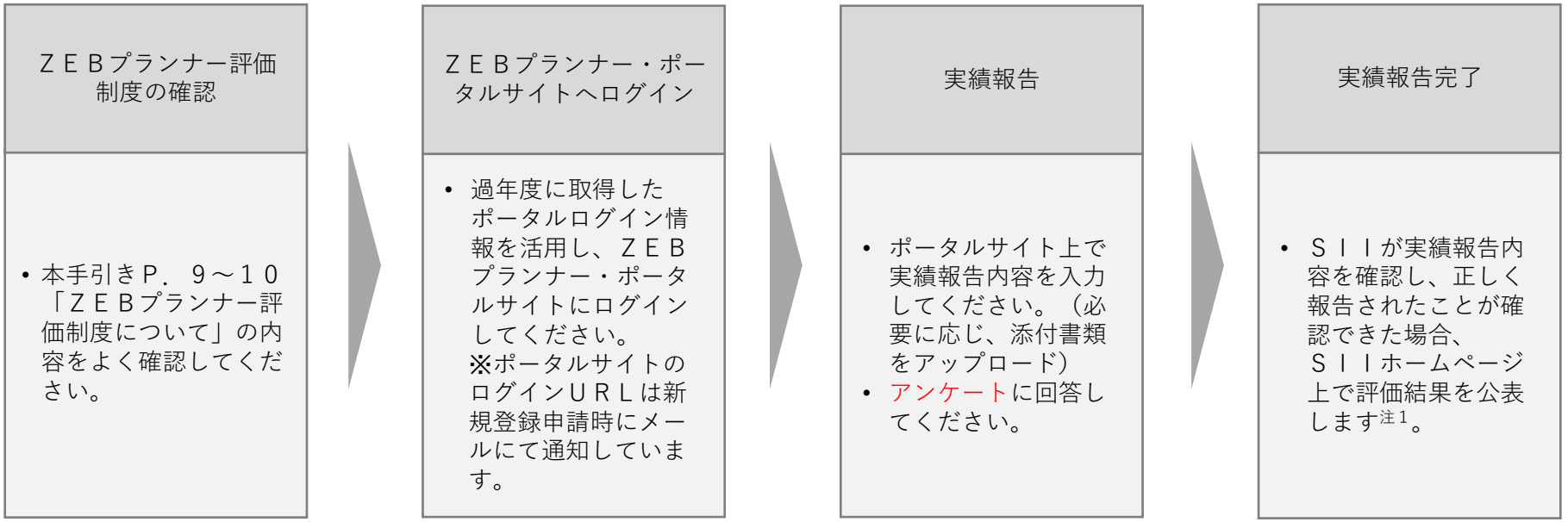

実績報告期間：　２０２５年５月１９日（月）～２０２５年６月２０日（金）　１２：００

上記期間内に実績報告を行わなかった場合、ＺＥＢプランナー登録は抹消されます。

注１：実績報告内容をＳＩＩが確認した後、最短の公表日にて令和７年度のＺＥＢプランナー情報及び評価結果が公表されます。公表日までに実績報告が完了していないＺＥＢプランナーは、前年度までの情報にてＳＩＩのＨＰ上で公表され、ＺＥＢプランナー評価結果は一律で「-」（評価なし）となります※のでご留意ください。

※実績報告完了後、令和７年度の評価結果に更新されます。

2. ＺＥＢプランナー・ポータルサイトへのログイン

ＺＥＢプランナー実績報告は、ＺＥＢプランナー・ポータルサイトを利用します。

ポータルサイトのＵＲＬ・ユーザ名は新規登録申請時に通知されています。ポータルサイトのＵＲＬ・ユーザ名の再発行は原則対応できかねますので、ご注意ください。

ページ移動

1

新規登録申請時に取得した「ユーザ名」、自社で設定された「パスワード」を入力し、［ログイン］を押下してください。

2

「パスワード」を忘れてしまった場合は、再発行が必要となります。ログインページの「パスワードをお忘れですか？」をクリックして、再発行手続きに進みます。

＜パスワード再発行手順＞
① ログインページの「 Forgot your password？（パスワードをお忘れですか？）」を押下します。
② 「ユーザ名」を入力します。
③ 実務担当者メールアドレスに再発行された「初期パスワード」が送信されます。
「初期パスワード」は初回ログイン時に無効となりますので、新たにパスワードを設定してください。

3. ＺＥＢプランナー・ポータルサイトについて

ＺＥＢプランナー・ポータルサイトは、大きく３つのタブで構成されています。実績報告時は**「ＺＥＢ_プランナー_検索」**タブのみを使用します。

1 ＺＥＢプランナー実績報告の入力、確認及び仮保存データの編集を行う際に使用します。

2 現在ログインしているアカウントでの入力を終了し、ログイン画面に戻ります。

1）仮保存、確認、エラー表示について
以下をよく確認のうえ、入力操作を行ってください。

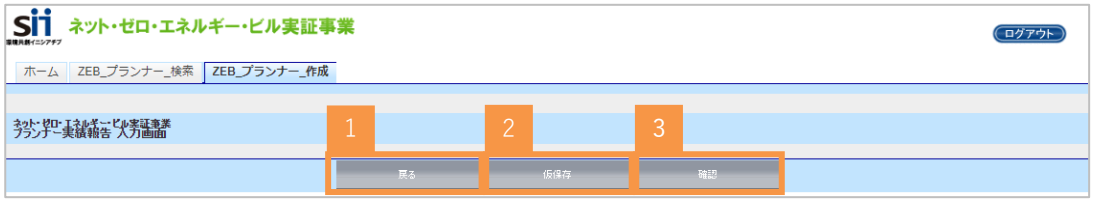

1 保存する前に［戻る］を押下又はブラウザの「戻る」ボタンを押した場合、入力した内容が保存されず消えてしまうことがあるのでご注意ください。

2 入力中のデータを一時保存する場合に押下してください。なお、仮保存したデータを再度編集する場合は、「ＺＥＢ_プランナー_検索」タブより該当のデータを選択してください。

3 実績報告の必要項目全てを入力後、［確認］を押下し内容をご確認ください。

2）［確認］（［入力完了］）押下時にエラーが表示された場合

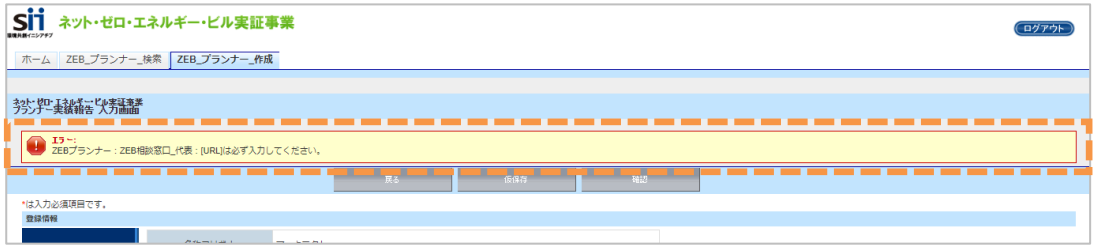

［確認］（［入力完了］）を押下した際に、入力内容に誤りがある場合や入力必須項目が未入力の場合、エラーが表示されます。
その際は［編集］から、エラー内容を修正のうえ再度、［確認］を押下し、報告内容を確認してください。問題が無ければ、［入力完了］を押下して、報告内容を確定させてください。
※エラー内容は必要に応じてページの印刷又はメモ等に控えてください。
※エラーがあっても［仮保存］することは可能です。

3）承認ステータスについて

申請データを作成し仮保存を行った段階で、ポータルサイト上の承認ステータスにて、ＺＥＢプランナー実績報告の状況を確認できます。報告の確認状況等、個別でＳＩＩへの問い合わせは受け付けておりません。Ｐ．８＜参照＞承認ステータス一覧を参照のうえ、ＺＥＢプランナー自身で確認してください。

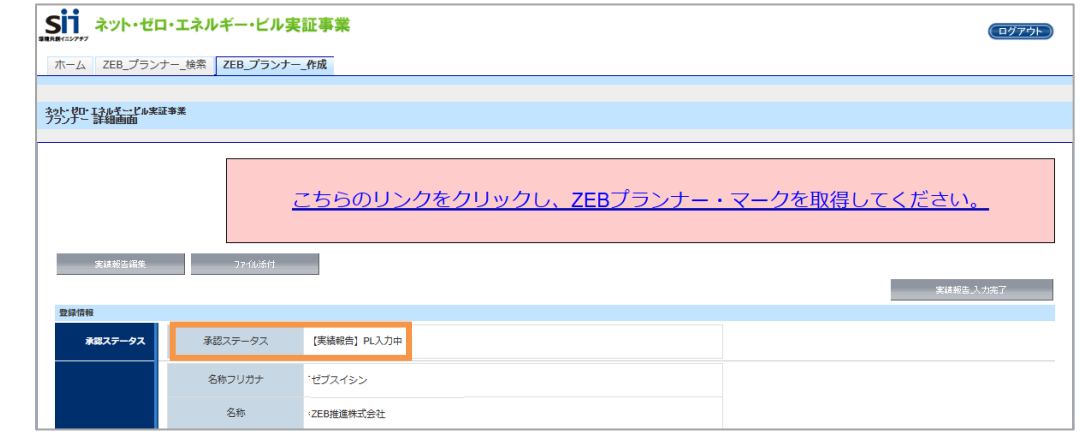

・「ＺＥＢ_プランナー_検索」タブ
・「ＺＥＢ_プランナー_検索」タブから［詳細］を押下した詳細画面

上記の２か所にて、承認ステータスを確認できます。

＜参考＞承認ステータス一覧

申請状況についての個別確認には対応できかねますので、以下の一覧を元に、本手引きにて確認してください。

承認ステータス	対応者	状況
【実績報告】ＰＬ入力中	ＰＬ	**報告内容入力・仮保存状態**です。［実績報告_入力完了］を押下し、「【実績報告】受付待ち」へ進めてください（本手引きＰ．３１参照）。 ※実績報告期間中に「【実績報告】受付待ち」に承認ステータスを進める必要があります。
【実績報告】受付待ち	ＳＩＩ	**ＳＩＩへ実績報告提出済みの状態**です。ＳＩＩが確認を開始次第、「【実績報告】確認中」に進みます。 ※報告内容の優先確認等は対応できません。実績報告の入力が完了された順に確認を行います。
【実績報告】確認中	ＳＩＩ	**ＳＩＩにて実績報告内容確認中**です。内容に確認事項等がある場合は、ＳＩＩより実務担当者宛に連絡を行います（本手引きＰ．３３参照）。
【実績報告】ＰＬ修正中	ＰＬ	内容に確認事項等があり、ＳＩＩから実務担当者宛に連絡を行っています。**ポータルサイト上でＳＩＩからの連絡を確認し、ＺＥＢプランナーにて対応**を行ってください。修正完了後は［実績報告_修正完了］を押下し、再度「【実績報告】確認中」に承認ステータスを進めてください（本手引きＰ．３３参照）。
実績報告完了		**ＺＥＢプランナー実績報告が完了している状態**です。ＺＥＢプランナー登録証のダウンロードが可能となります。 実績報告完了後は個別で連絡は行いません。 ※令和７年度のＺＥＢプランナー情報及び評価結果はＳＩＩのＨＰにてご確認ください。

「ＺＥＢプランナー評価制度」にて、受注実績の公表及び設計受注実績の報告に応じ、以下に示す❶～❺の評価項目の順に建築物の規模（延べ面積）ごとに最大５つ星の評価を行います。登録種別に関わらず、全ＺＥＢプランナーを対象に評価を実施し、ＳＩＩのホームページ上のＺＥＢプランナー一覧で公表します。

【令和７年度の評価項目】

❶「小規模：３００㎡未満」「中規模：３００㎡以上２,０００㎡未満」「大規模：２,０００㎡以上」の３区分ごとに２０２４年度（２０２４年４月～２０２５年３月）のＺＥＢ受注実績を自社のホームページで公表していること。
【注意】 自社ホームページにおける当該情報の掲載は原則トップページであること。
トップページ以外に掲載する場合は、トップページから容易にアクセスできるよう表示の工夫を行うこと。

❷ ２０２４年度のＺＥＢ受注実績に係わる報告をＳＩＩへ行い、且つ２０２４年度に設計した※1 ＺＥＢ建築物を１件以上有すること。

❸ ２０２４年度におけるＺＥＢ化率が２０％以上であること。

❹ ２０２４年度におけるＺＥＢ化率が３５％以上であること。

❺ ２０２４年度におけるＺＥＢ化率が５０％以上であること。

※１ ２０２４年度中に確認済証が交付された受注実績のうち、建築確認申請書第二面の「代表となる設計者」に記名がある実績（工場等を除く）を指します。「代表となる設計者」となっていない新築や既存建築物（確認申請の有無問わず）については❷以降、評価対象外となります。

注）評価項目❶は設計業務、コンサルティング業務が対象。❷～❺は設計業務が対象（コンサルティング業務は対象外）となります。

【ＺＥＢ化率の算出方法】

ＺＥＢ化率は、建築物の規模に応じて以下に従い算出します。

ⅰ） 小規模建築物 （３００㎡未満） ・中規模建築物（３００㎡以上２,０００㎡未満）
ＺＥＢ化率＝（単年度に設計したＺＥＢの件数）／（単年度に設計した建築物の総件数）

ⅱ） 大規模建築物（２,０００㎡以上）
ＺＥＢ化率＝（単年度に設計したＺＥＢの延べ面積）／（単年度に設計した建築物の延べ面積）

- ＺＥＢ化率算出の建築物の総件数は、２０２４年度中に確認済証が交付された受注実績のうち、建築確認申請書第二面の「代表となる設計者」に記名がある実績（工場等を除く）とします。
- なお、「代表となる設計者」に記名がある場合でも、ＺＥＢ建築物の実現に寄与しない（ＺＥＢに資する設備やシステムの導入に携わらない）建築物の受注実績は総受注件数（延べ面積）及びＺＥＢの件数（延べ面積）には含めないでください。

＜参考＞評価方法及び評価結果例

1. 評価項目❶の評価は、登録種別に係わらずＺＥＢプランナー登録申請者及び実績報告者が対象となります。
自社ホームページでのＺＥＢ受注実績の公表方法により、「-」（評価なし）～「★☆☆☆☆」（★１つ星評価）が決定します。

【自社ホームページ公表例1】

２０２４年度 ＺＥＢ受注実績	300㎡未満	0件
	2,000㎡未満	1件
	2,000㎡以上	0件

【評価結果例1】

小規模：★☆☆☆☆
中規模：★☆☆☆☆
大規模：★☆☆☆☆

※区分ごとに受注実績を公表している場合、受注実績が０件でも「★☆☆☆☆」（★１つ星評価）となる。

【自社ホームページ公表例2】

２０２４年度 ＺＥＢ受注実績	●●ビル	15,000㎡	東京都
	◆◆ホテル	4,500㎡	京都府

【評価結果例2】

小規模：　-
中規模：　-
大規模：★☆☆☆☆

※建物規模が把握できるよう公表されている場合、公表が確認できる区分のみ「★☆☆☆☆」（★１つ星評価）、公表が確認できない区分は「-」（評価なし）となる。

【自社ホームページ公表例3】

２０２４年度 ＺＥＢ受注実績	3件

【評価結果例3】

小規模：　-
中規模：　-
大規模：　-

※上記の例のとおり、区分ごとの公表が確認できない場合の他、公表されていない場合、建物の規模が把握できない場合は「-」（評価なし）となる。

ＺＥＢプランナー（フェーズ２）登録要件③「自社のＺＥＢ設計業務、コンサルティング業務の受注実績を自社ホームページ等で公表していること」については公表方法を問わない。ただし、本評価制度において「★☆☆☆☆」（★１つ星評価）以上の評価を希望する場合は公表例を元に自社ホームページでの２０２４年度受注実績の公表を行うこと。

2. ❶の評価項目にて「★☆☆☆☆」（★１つ星評価）となった区分（建物規模）については、設計実績の報告に応じ、以下の❷～❺の順に評価を行います。

❷ 前年度のＺＥＢ受注実績に係わる報告をＳＩＩへ行い、且つ２０２４年度に設計したＺＥＢ建築物を１件以上有すること。 → ★★☆☆☆

❸ ２０２４年度におけるＺＥＢ化率が２０％以上であること。 → ★★★☆☆

❹ ２０２４年度におけるＺＥＢ化率が３５％以上であること。 → ★★★★☆

❺ ２０２４年度におけるＺＥＢ化率が５０％以上であること。 → ★★★★★

1. 実績報告の開始

「ＺＥＢ_プランナー_検索」タブから登録済みのＺＥＢプランナー情報を選択し、実績報告を開始します。

ページ移動

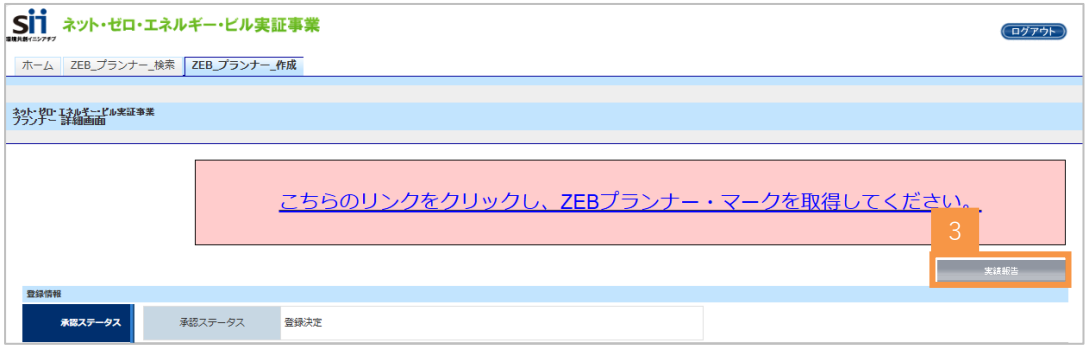

ページ移動

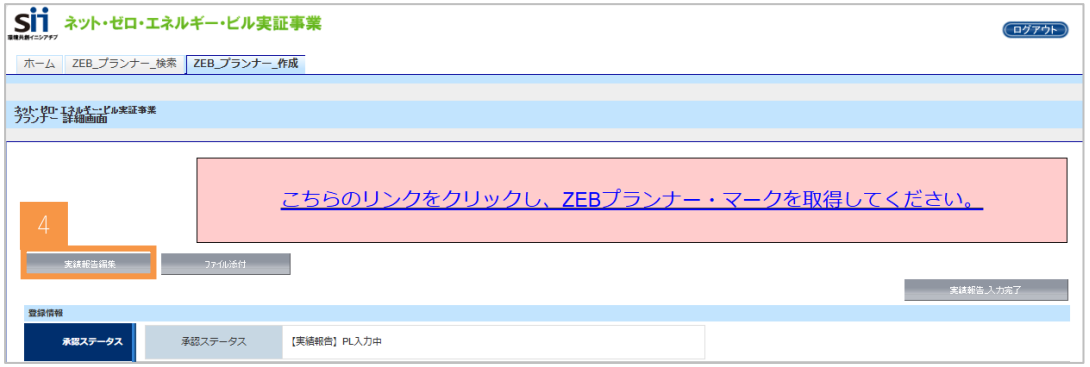

1 ホーム画面上で「ＺＥＢ_プランナー_検索」のタブを押下してください。

2 実績報告を行うＺＥＢプランナーの［詳細］を押下してください。

3 移動した画面右上にある［実績報告］を押下することで、実績報告の入力画面に移動します。

4 ［実績報告編集］を押下してください。

2. 登録情報の確認と更新

登録申請者情報に変更がある場合は、最新の情報に更新してください。

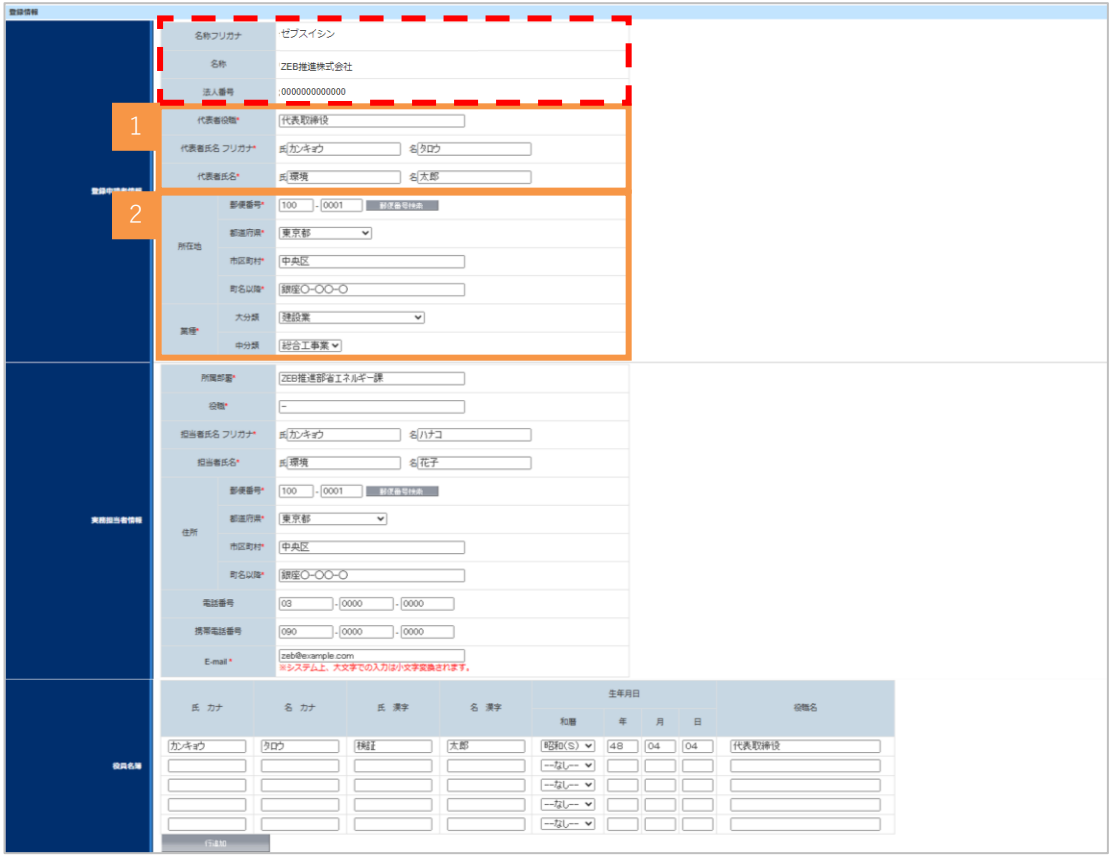

法人名や法人番号等に変更がある場合、実績報告では変更できません。ＳＩＩへお問い合わせください。

1

代表者の役職に変更がある場合、代表者交代等がある場合は更新してください。

その場合、商業登記簿の記載どおりに「代表者役職」「代表者氏名」を全角で入力してください。
「代表者氏名フリガナ」は全角カナで正しく入力してください。

2

法人の所在地、業種に変更がある場合は更新してください。

所在地：半角数字で「郵便番号」を入力後［郵便番号検索］を押下すると、都道府県、市区町村が自動的に反映されます。

※自動反映された住所が商業登記簿と一致しない場合は、手修正を行ってください。

業種：［大分類］→［中分類］の順に「定款」に記載の事業目的に沿って、主たる「業種」をプルダウンから選択してください。詳しくは総務省ホームページ「日本標準産業分類」を参考にしてください。

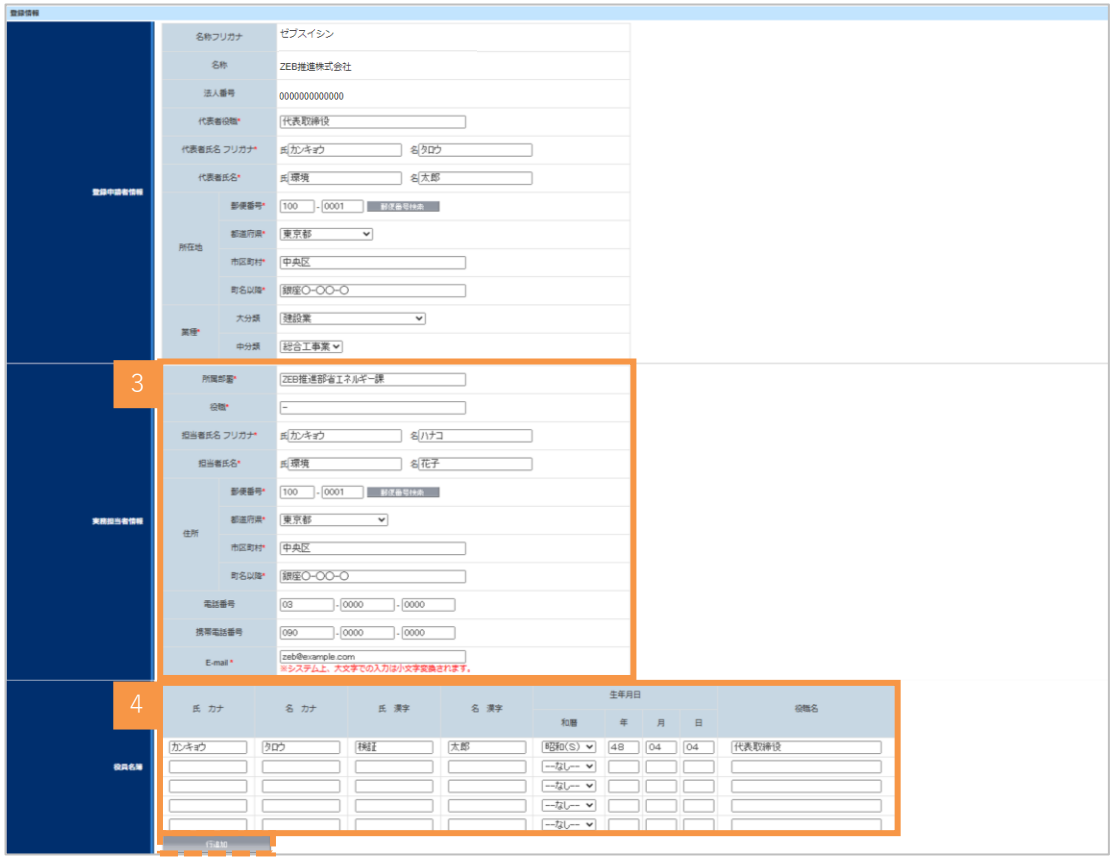

入力欄が不足する場合、［行追加］を押下すると、入力欄が追加されます。
＊３０名以上入力する場合は、ＳＩＩのホームページ「ＺＥＢプランナー」ページより役員名簿のエクセルデータをダウンロードしてください。
入力が完了したら、ＰＤＦデータでポータルサイト上に添付書類としてアップロードしてください（本手引きＰ．２９参照）。

3

実務担当者及び担当者情報に変更がある場合は更新してください。

- 実務担当者を変更する場合は、ＺＥＢプランナー登録の内容を理解しており、ＳＩＩからの問い合わせに対応できる方を実務担当者としてください。ＳＩＩからの送付物、電話連絡、メール等は全て実務担当者経由で行われます。
  ※所属部署・役職がない場合は、「-」（半角ハイフン）を入力してください。
- 住所を変更する場合は、半角数字で「郵便番号」を入力後［郵便番号検索］を押下すると、都道府県・市区町村が自動的に反映されます。
- 電話番号・携帯電話番号はどちらかを必ず入力してください。
- E-mailには携帯電話のメール（キャリアメール）アドレスは使用できません。

4

役員名簿に変更がある場合は更新してください。

- 商業登記簿に記載されている全ての役員（監査役含む）を入力してください。
- 役職名は社内役職名ではなく、商業登記簿どおりに入力してください（例：常任取締役⇒取締役）。
- 役職が複数ある場合は、上位の役職をひとつ入力してください。
- 外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿の記載どおりに入力し、氏名カナ欄はカナ読みを入力してください。
- 氏名に中黒等の記号がある場合、氏名カナ欄には入力せず、氏名漢字欄には入力してください。

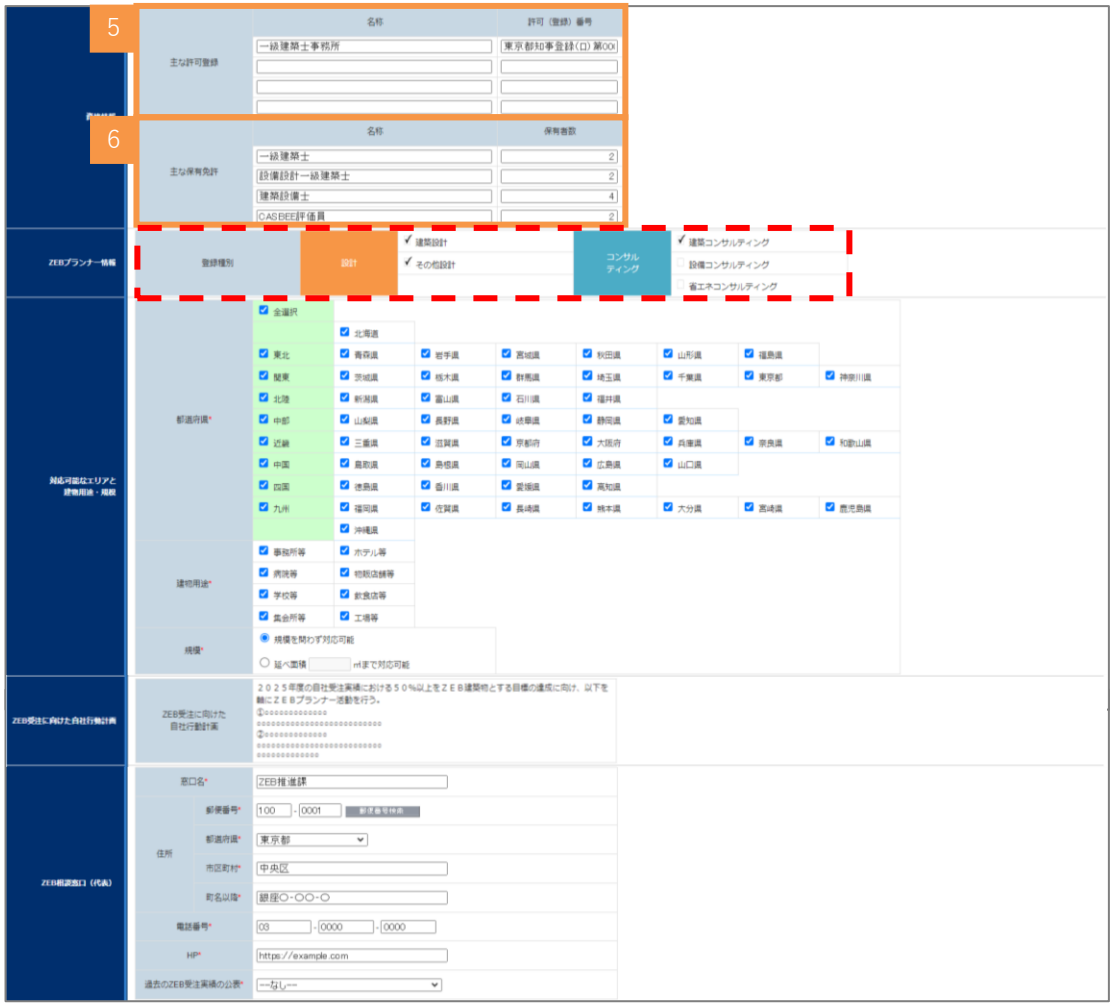

5

保有する許可登録等の情報に変更・追加（許可（登録）番号の更新含む）がある場合は更新してください。

「許可証」「登録証」に記載されているとおりに正確に入力してください。
（例：東京都知事許可（特-00）第00000号、一級　東京都知事登録　第00000号　等）

＊登録種別が【設計】-「建築設計」の場合、「建築士事務所登録」が必須となります。

6

保有する免許・資格等の情報に変更がある場合は更新してください。

「免許証」等に記載されている名称を正確に入力してください。
＊登録種別が【設計】の場合、「建築士、建築設備士等の資格」が必須となります。

保有する免許・資格等の保有者数に変更がある場合、保有者数を半角数字で入力してください。

現在登録中の登録種別にチェックが入っています。実績報告時に登録種別の変更はできません。
登録種別を変更したい場合は、実績報告完了後にＳＩＩへ別途ご相談ください。

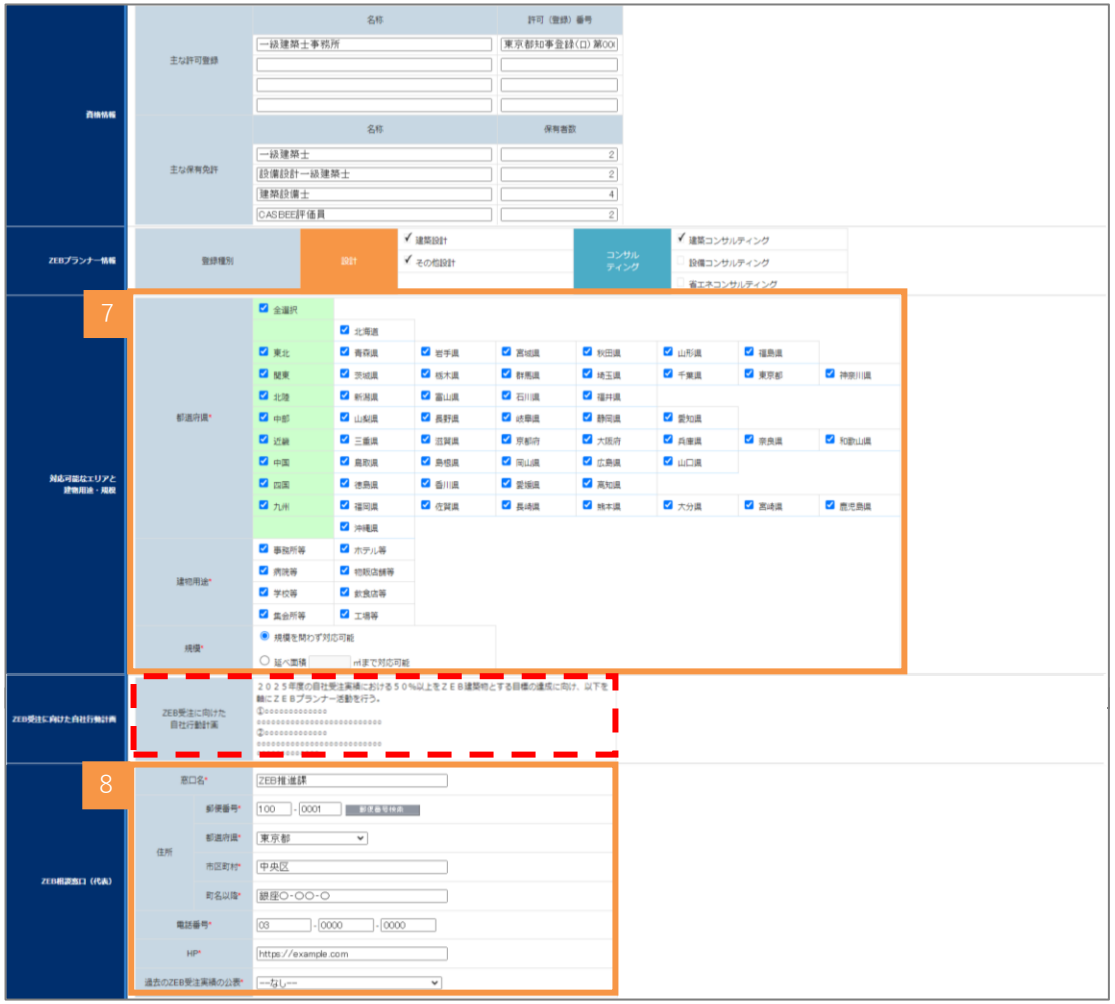

ＺＥＢ受注に向けた自社行動計画は、新規登録時に入力した内容が反映されています。編集・変更は出来ません。

7

対応可能なエリアと建物用途・規模に変更がある場合は更新してください。

- 該当の項目にチェックを入れてください。都道府県及び建物用途は複数選択可能です。
- 規模について、「延べ面積『　』㎡まで対応可能」を選択した場合は対応可能な㎡数を半角数字で入力してください。

8

ＺＥＢ相談窓口に変更がある場合は更新してください。

・窓口名がない場合は、「-」（半角ハイフン）を入力してください。

・ＳＩＩのホームページ上で公表可能な住所・電話番号を入力してください。

・ＨＰ欄に入力したＵＲＬはＳＩＩのホームページ上で公表されます。ＺＥＢプランナーを探している建築主が容易に相談窓口にたどり着けるページを指定してください。

※原則、ＺＥＢプランナー登録要件である「２０２５年度ＺＥＢ受注目標」及び「ＺＥＢ受注実績」について公表しているページのＵＲＬとしてください。
別ページにて受注目標・実績を公表している場合は、実績報告入力完了後に公表内容について確認する可能性があります。

・過去のＺＥＢ受注実績の公表欄は、ＺＥＢ受注実績の自社ＨＰでの公表状況をプルダウンから選択してください。

※本年度を含め過去にＺＥＢを受注している場合は公表が必須となります。自社ＨＰでＺＥＢ受注実績を公表し、「公表済み」を選択してください。

※実績報告時点でＺＥＢ受注実績がない場合は目標のみの公表を行ってください。ただし、実績報告後にＺＥＢ受注実績ができ次第、迅速に公表を行ってください。

※受注目標・実績の公表が確認できない場合、要件不適合となりＺＥＢプランナー登録抹消となりますので、注意してください。

建築設計　その他設計　コンサルティング等

3. ＺＥＢプランナー実績情報の入力

１）「ＺＥＢプランナー評価制度」評価項目❶に係わる項目を入力してください。
入力前に本手引きP. ９～１０の内容をよく確認してください。

1

２０２４年度のＺＥＢ受注実績を公表しているホームページのＵＲＬを入力してください。
入力後、必ず「ホームページ表示」を押下し、正しくホームページが表示されるか確認してください。
受注実績がなく、実績有無を公表していない場合（以下 2 受注実績の公表（小・中・大規模）が全て【未公表】の場合）は空欄としてください。

2　評価制度項目

上記 1 で入力した公表ＨＰにて掲載している規模ごとの受注実績の公表状況をプルダウンから選択してください。

【公表済み（実績有）】
公表ＨＰ上に掲載しており、受注実績を１件以上有している。

【公表済み（実績無）】
公表ＨＰ上に掲載しているが、受注実績は０件（０件であることを公表している）。

【未公表】
公表ＨＰ上に受注実績の有無について掲載していない。

公表済み（実績有）及び公表済み（実績無）の場合は、
「★☆☆☆☆」（★１つ星評価）以上、
未公表の場合は「-」（評価なし）と評価されます。

２）Ａ～Ｅの受注実績件数／延べ面積の入力

建築設計　その他設計　コンサルティング等

２０２４年度（２０２４年４月～２０２５年３月）における以下のＡ～Ｅまでの受注実績を登録種別に応じて入力してください。

［すべて「０」に更新］を押下すると、入力欄全てに「０」が入力されます。
※既に件数・延べ面積を入力している場合は、上書きされますので注意してください。

ポータルサイト上にＺＥＢ受注実績入力に関する補足資料を公開しています。入力に際し不明点がある場合は、本手引きと合わせて補足資料を参照してください。

登録種別に応じて、報告内容が変わります。報告不要の欄は入力不可の状態となっているため、該当する報告内容は全て入力してください。

Ａ：新築で確認申請を行った受注実績（【対象】全ＺＥＢプランナー）
※２０２４年度中に確認済証が交付された受注実績のうち、建築確認申請書第二面の「代表となる設計者」に記名がある実績のみが対象。
⇒本手引きＰ．１８～１９を確認すること。

Ｂ：新築で自社が確認申請を行っていない設計受注実績（【対象】登録種別：設計のＺＥＢプランナー）
※２０２４年度中に確認済証が交付された受注実績のうち、建築確認申請書第二面の「代表となる設計者」に自社の記名がない実績のみが対象。
⇒本手引きＰ．２０～２１を確認すること。

Ｃ：既存建築物の設計受注実績（【対象】登録種別：設計のＺＥＢプランナー）
⇒本手引きＰ．２２～２３を確認すること。

Ｄ：新築のコンサルティング受注実績（【対象】登録種別：コンサルティング等のＺＥＢプランナー）
⇒本手引きＰ．２４～２５を確認すること。

Ｅ：既存建築物のコンサルティング受注実績（【対象】登録種別：コンサルティング等のＺＥＢプランナー）
⇒本手引きＰ．２６～２７を確認すること。

※ＺＥＢとなり得る非住宅の建築物のみを入力してください。
※同一の建築物についてはＡ～Ｅまでのいずれかの報告欄に入力し、ダブルカウントは行わないでください。
※設計とコンサルティングを共に受注した場合は、主たる業務内容にて入力してください。

A.新築で確認申請を行った受注実績

建築設計　その他設計　コンサルティング等

登録種別に関わらず、全ＺＥＢプランナーの入力必須項目です。
以下の①～③までを満たす受注実績を分母として、３００㎡未満（小規模）・３００㎡～２，０００㎡未満（中規模）・２，０００㎡以上１０，０００㎡未満及び１０，０００㎡以上（大規模）の建物規模ごとに受注実績件数（２，０００㎡以上の受注実績は件数に加え、延べ面積の合計）を入力してください。

① 新築の受注実績である。
② 建築確認申請を行い、建築確認申請書第二面の「代表となる設計者」に記名がある。
③ ２０２４年度中に確認済証が交付された。

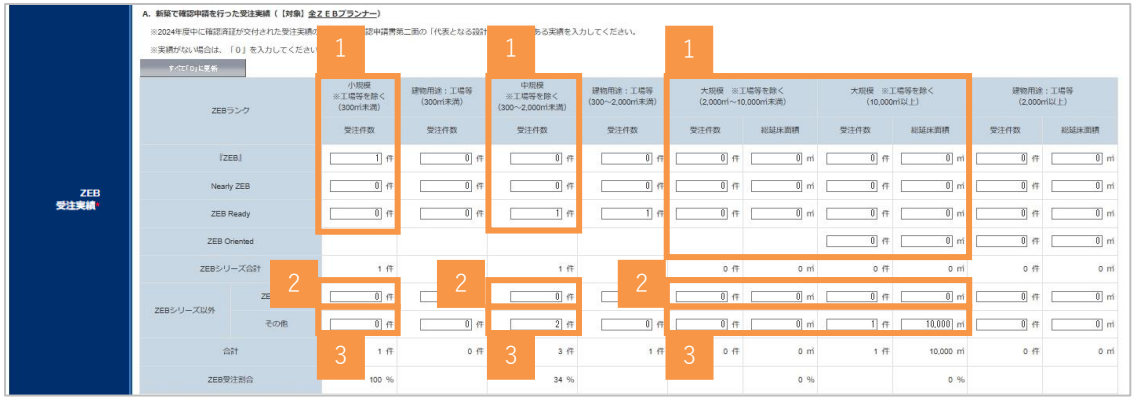

1 評価対象項目

＜ＺＥＢシリーズ受注実績数＞
建物規模ごとに、①～③に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

2 評価対象項目

＜ＺＥＢ水準受注実績数＞
建物規模ごとに、①～③に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物※（予定を含む）である。
  ※建築物省エネ法に基づく建物用途が「事務所等」又は「学校等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）４０％以上、「ホテル等」、「病院等」、「百貨店等」、「飲食店等」、「集会所等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）３０％以上は満足していること。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

3 評価対象項目

＜その他受注実績数＞
建物規模ごとに、①～③に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。
- ✓ 1 ・ 2 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

A.新築で確認申請を行った受注実績

建築設計　その他設計　コンサルティング等

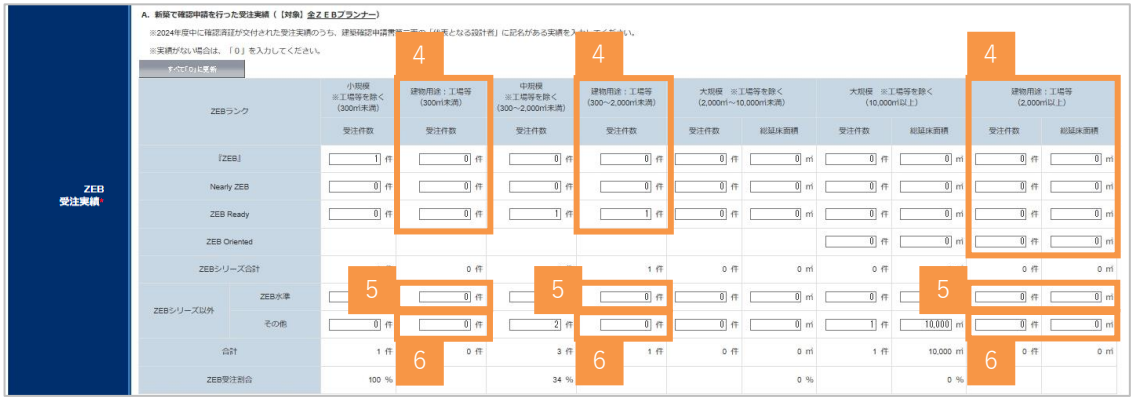

4

＜ＺＥＢシリーズ（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～③に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

5

＜ＺＥＢ水準（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～③に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 一次エネルギー消費量削減率４０％以上であるが、定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物（予定を含む）である。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

6

＜その他（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～③に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。
- ✓ 4 ・ 5 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

B.新築で自社が確認申請を行っていない設計受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

登録種別：設計のＺＥＢプランナーは入力必須項目です。
以下の①～②までを満たす受注実績を分母として、建物規模ごとに受注実績件数（２，０００㎡以上の受注実績は件数に加え、延べ面積の合計）を入力してください。

① 「A.新築で確認申請を行った受注実績」に当てはまらない受注実績のうち、新築※の受注実績である。
※２０２４年度中に確認済証が交付された実績。

② 設計業務※を受注した実績である。
※設計業務の詳細は問わない。自社にて判断すること。

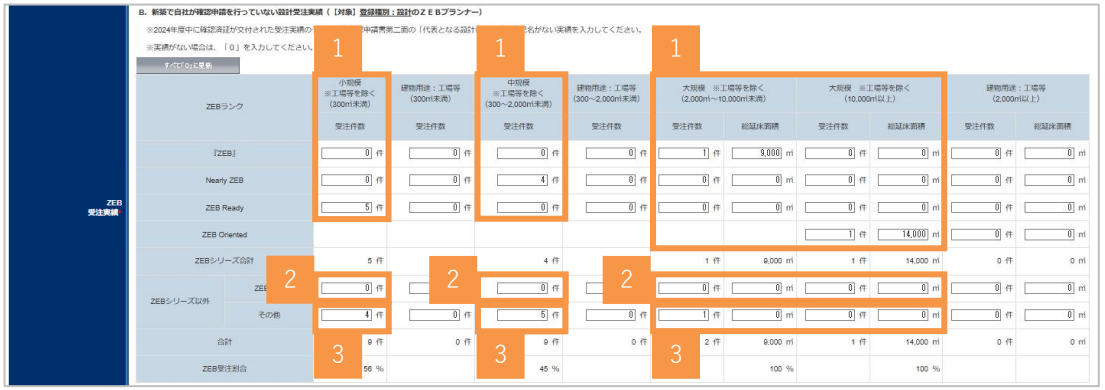

1

＜ＺＥＢシリーズ受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。

✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

2

＜ＺＥＢ水準受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

✓ 定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物※（予定を含む）である。
※建築物省エネ法に基づく建物用途が「事務所等」又は「学校等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）４０％以上、「ホテル等」、「病院等」、「百貨店等」、「飲食店等」、「集会所等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）３０％以上は満足していること。

✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

3

＜その他受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

✓ 1 ・ 2 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

B.新築で自社が確認申請を行っていない設計受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

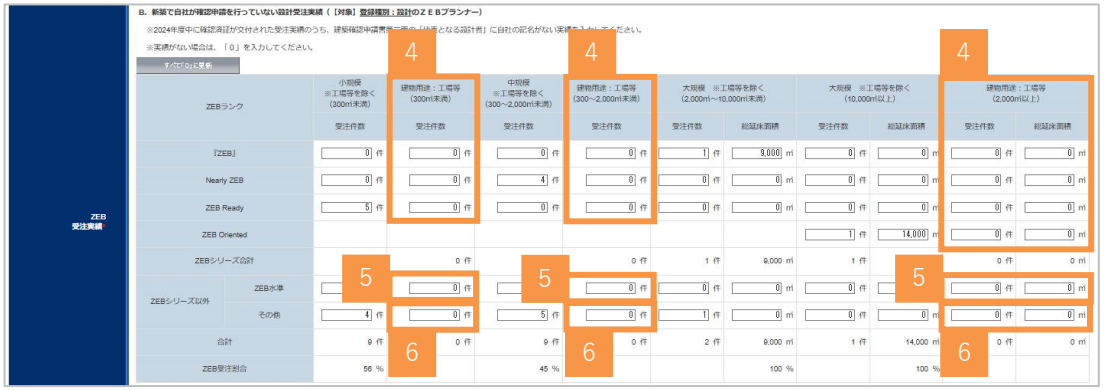

4

＜ＺＥＢシリーズ（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

5

＜ＺＥＢ水準（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 一次エネルギー消費量削減率４０％以上であるが、定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物（予定を含む）である。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

6

＜その他（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。
- ✓ 4 ・ 5 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

C.既存建築物の設計受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

登録種別：設計のＺＥＢプランナーは入力必須項目です。
以下の①～②までを満たす受注実績を分母として、建物規模ごとに受注実績件数（２，０００㎡以上の受注実績は件数に加え、延べ面積の合計）を入力してください。

① 既存建築物の受注実績※である。
※建築確認申請を行った場合は、２０２４年度中に確認済証が交付された実績とする。

② 設計業務※を受注した実績である。
※設計業務の詳細は問わない。自社にて判断すること。

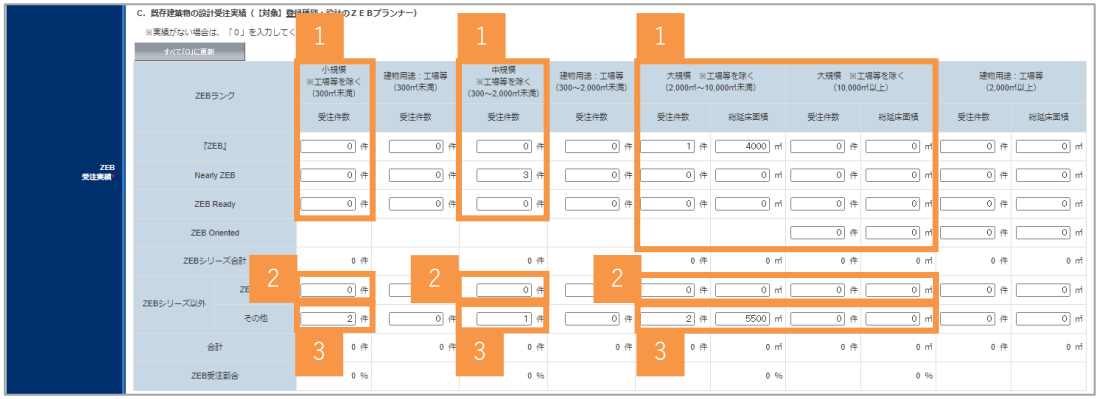

1

＜ＺＥＢシリーズ受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

2

＜ＺＥＢ水準受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物※（予定を含む）である。
  ※建築物省エネ法に基づく建物用途が「事務所等」又は「学校等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）４０％以上、「ホテル等」、「病院等」、「百貨店等」、「飲食店等」、「集会所等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）３０％以上は満足していること。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

3

＜その他受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。
- ✓ 1 ・ 2 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

C.既存建築物の設計受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

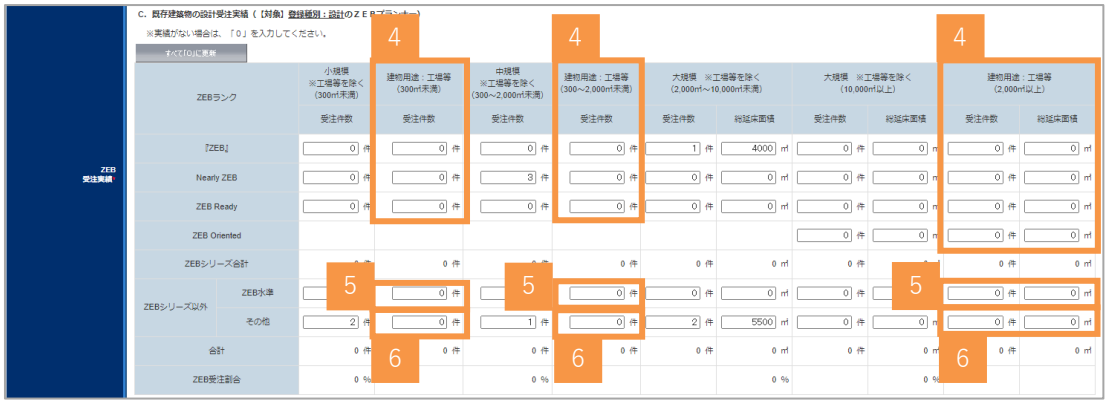

4

＜ＺＥＢシリーズ（工場等）受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

5

＜ＺＥＢ水準（工場等）受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 一次エネルギー消費量削減率４０％以上であるが、定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物（予定を含む）である。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

6

＜その他（工場等）受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。
- ✓ 4 ・ 5 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

D.新築のコンサルティング受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

登録種別：コンサルティング等のＺＥＢプランナーは入力必須項目です。
以下の①～②までを満たす受注実績を分母として、建物規模ごとに受注実績件数（２，０００㎡以上の受注実績は件数に加え、延べ面積の合計）を入力してください。

① 新築の受注実績である。

② コンサルティング業務※を受注した実績である。
※コンサルティング業務の詳細は問わない。自社にて判断すること。ただし、省エネプランニングや省エネ事業等に関連しないコンサルティング業務の実績（業務改善や人事改革等）は除くこと。

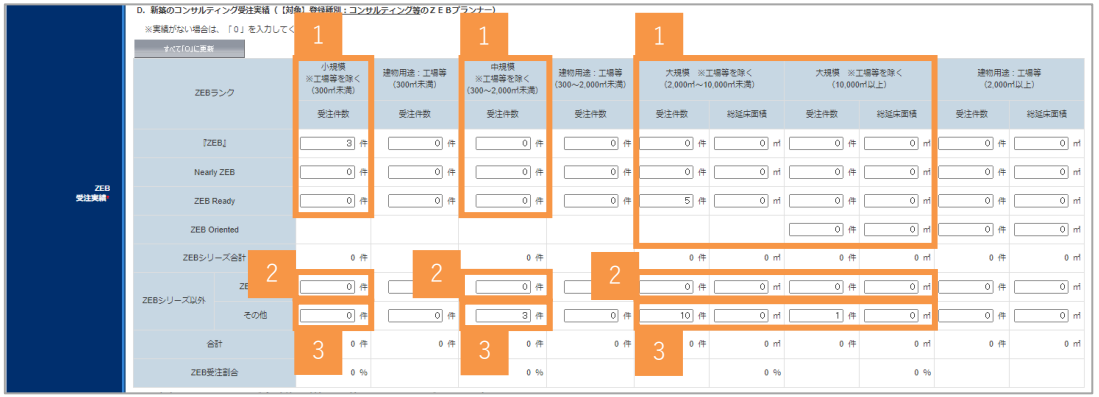

1

＜ＺＥＢシリーズ受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

2

＜ＺＥＢ水準受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物※（予定を含む）である。
  ※建築物省エネ法に基づく建物用途が「事務所等」又は「学校等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）４０％以上、「ホテル等」、「病院等」、「百貨店等」、「飲食店等」、「集会所等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）３０％以上は満足していること。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

3

＜その他受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。
- ✓ 1 ・ 2 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

D.新築のコンサルティング受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

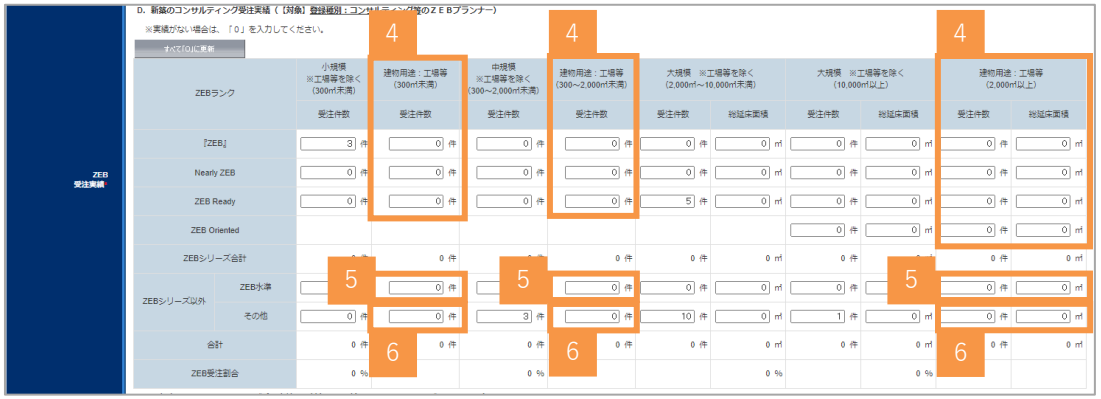

4

＜ＺＥＢシリーズ（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。

✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

5

＜ＺＥＢ水準（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

✓ 一次エネルギー消費量削減率４０％以上であるが、定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物（予定を含む）である。

✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

6

＜その他（工場等）受注実績数＞

建物規模ごとに、①～②に加え以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

✓ 4 ・ 5 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

Ｅ.既存建築物のコンサルティング受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

登録種別：コンサルティング等のＺＥＢプランナーは入力必須項目です。
以下の①～②までを満たす受注実績を分母として、建物規模ごとに受注実績件数（２，０００㎡以上の受注実績は件数に加え、延べ面積の合計）を入力してください。

① 既存建築物の受注実績である。

② コンサルティング業務※を受注した実績である。
※コンサルティング業務の詳細は問わない。自社にて判断すること。ただし、省エネプランニングや省エネ事業等に関連しないコンサルティング業務の実績（業務改善や人事改革等）は除くこと。

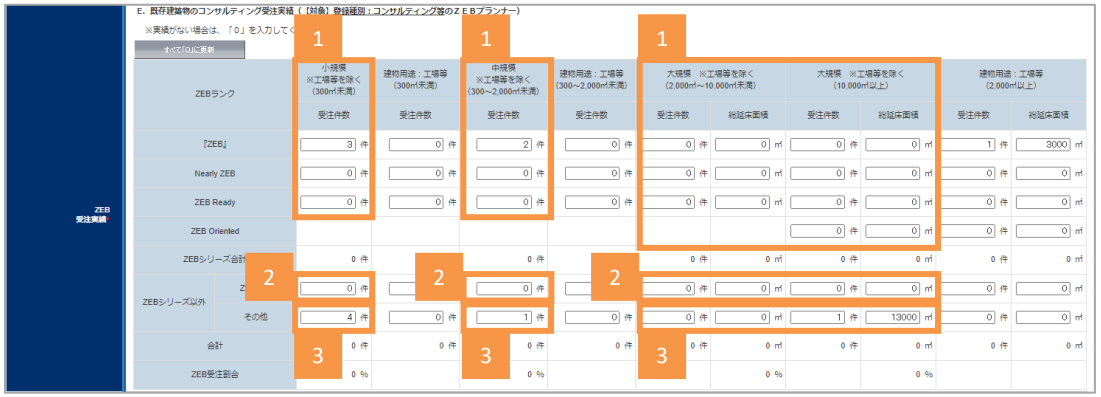

1

＜ＺＥＢシリーズ受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

2

＜ＺＥＢ水準受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物※（予定を含む）である。
  ※建築物省エネ法に基づく建物用途が「事務所等」又は「学校等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）４０％以上、「ホテル等」、「病院等」、「百貨店等」、「飲食店等」、「集会所等」の場合は一次エネルギー消費量削減率（創エネ含まず）３０％以上は満足していること。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。

3

＜その他受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」以外である。
- ✓ 1 ・ 2 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

Ｅ.既存建築物のコンサルティング受注実績

建築設計 | その他設計 | コンサルティング等

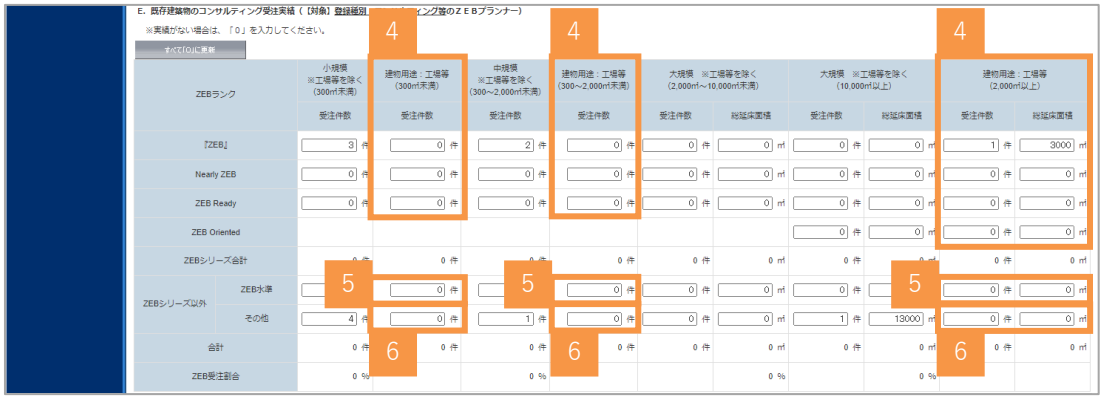

4

＜ＺＥＢシリーズ（工場等）受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 『ＺＥＢ』、Ｎｅａｒｌｙ ＺＥＢ、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄのいずれかの定義を満たすＺＥＢ建築物（予定を含む）である（第三者評価機関による認証の有無は問わない）。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

5

＜ＺＥＢ水準（工場等）受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 一次エネルギー消費量削減率４０％以上であるが、定義の一部を満たさず、ＺＥＢ建築物とならないＺＥＢ水準の建築物（予定を含む）である。
- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。

6

＜その他（工場等）受注実績数＞
建物規模ごとに、①～②に加え、以下を全て満たす受注実績件数／延べ面積の合計を入力してください。

- ✓ 建築物省エネ法に基づく建物用途が「工場等」である。
- ✓ 4・5 に当てはまらない（ＺＥＢ建築物、ＺＥＢ水準の建築物以外の）受注実績である。

3）計画結果と今後の目標の入力

建築設計　その他設計　コンサルティング等

令和６年度における具体的行動と結果及び令和７年度の目標を入力してください。
令和５年度までに登録したＺＥＢプランナーは令和６年度実績報告時の内容から更新してください。

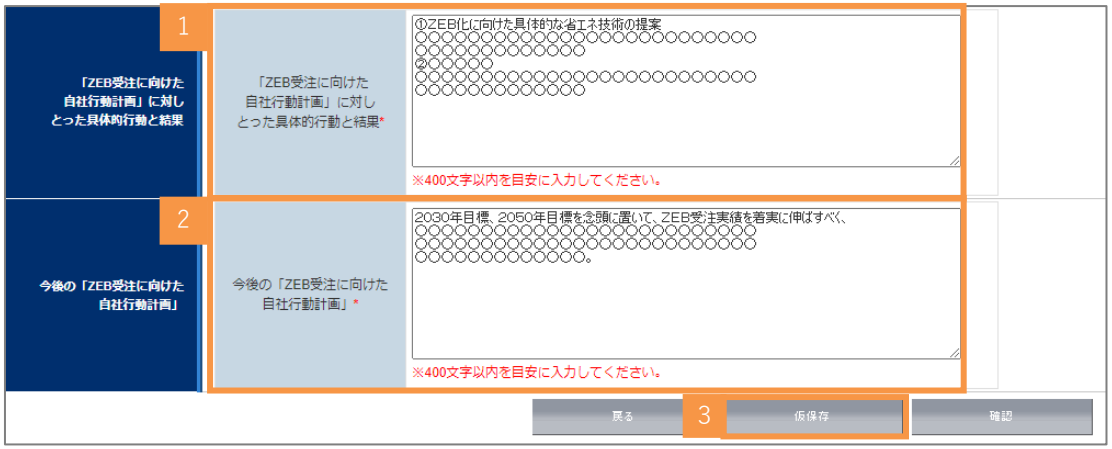

ページ移動

1
令和６年度にＺＥＢプランナーとして行ったＺＥＢ受注に向けた行動と結果を４００文字以内を目安に入力してください。
英数字の表記（全角、半角）の揺れや誤字・脱字に注意し、内容をよく確認してください。

2
令和６年度の具体的行動と結果をうけ、令和７年度以降の具体的な自社行動計画を４００文字以内を目安に入力してください。
英数字の表記（全角、半角）の揺れや誤字・脱字に注意し、内容をよく確認してください。

3
［仮保存］を押下してから次へ進んでください。

4. 添付書類のアップロード

更新があった項目に応じて、添付書類をアップロードしてください。

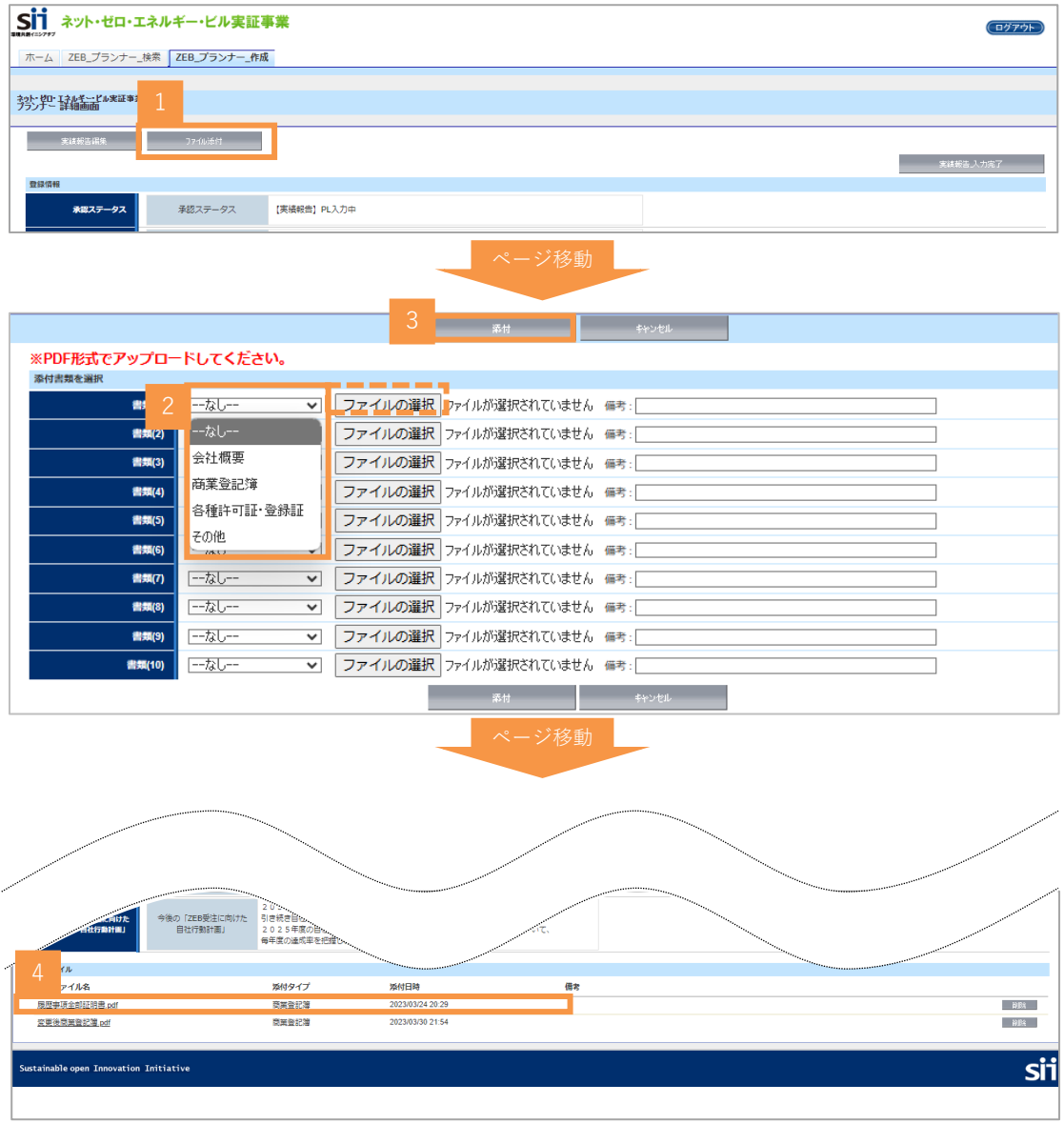

1

［ファイル添付］を押下してください。

2

プルダウンより添付する書類の種類を選択し、［ファイルを選択］からデータをアップロードしてください。
追記事項がある場合は「備考」に入力してください。
※添付書類の詳細については、本手引きＰ．３０＜参考＞添付書類を確認してください。

3

ファイルを選択後、［添付］を押下するとポータルサイト上に添付書類がアップロードされます。［キャンセル］を押下した場合、添付書類はアップロードされませんので注意してください。押下後は詳細画面に戻ります。
※複数の書類を同時にアップロードできます。

4

詳細画面の下部に書類がアップロードされていることを確認してください。添付ファイル名と添付書類の内容が一致していることを確認してください。アップロードした書類を削除する場合は、［削除］を押下してください。
※過去にアップロードした添付書類は削除しないでください。

＜参考＞添付書類

No.	データ	書類名称	必須● 該当○	注意事項
1	ＰＤＦ	商業登記簿 （現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書等）の写し	○	登録申請者情報・役員名簿を変更した場合提出 ３カ月以内に発行されたもの（Ｗｅｂ上の「登記情報提供サービス」により取得した情報の提出も可）を添付してください。
2	ＰＤＦ	各種許可証・登録証の写し • 建設業許可証 • 特定建設業許可証 • 建築士事務所登録証　等	○	主な許可登録を追加した場合提出 各種許可証・登録証の写しを提出してください。 許可登録の更新等による番号のみの変更の場合は提出不要です。
3	ＰＤＦ	その他 必要と思われる書類	○	３０名を超えた場合の役員名簿等、必要と思われる書類書類を添付してください。

5. 実績報告入力完了

内容に問題がなければ、実績報告を完了してください。

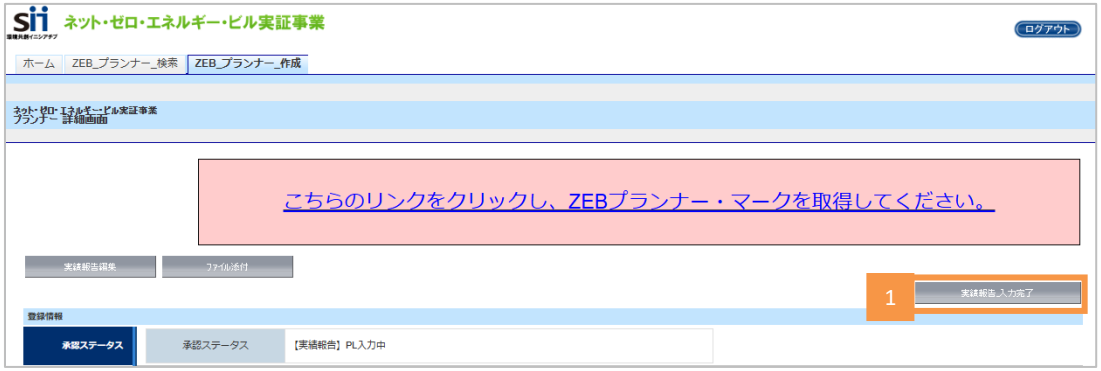

1 ［実績報告_入力完了］を押下してください。

［実績報告_入力完了］を押下して実績報告情報を確定すると、編集ができないので、ご注意ください。入力完了後の変更は受け付けません。

ページ移動

登録完了後、承認ステータスが「【実績報告】受付待ち」になっていることを確認してください。

この時点では実績報告は完了していません。次ページを参照し、ポータルサイトのホーム画面からアンケートに回答してください。
また、［実績報告_入力完了］を押下後、確認状況等に関する個別での問い合わせには対応できません。状況については承認ステータスにて、ＺＥＢプランナー自身で確認してください（本手引きＰ.８＜参考＞承認ステータス一覧参照）。
なお、ＳＩＩが内容を確認し、確認事項等がある場合は対応が必要となります（本手引きＰ.３３参照）。ＳＩＩから連絡があった場合は、速やかにご対応ください。
初回公表日（７月１１日（金））以降にＳＩＩのホームページ上に実績報告内容が公表されます。

6. アンケート回答

ポータルサイトのホーム画面から「ＺＥＢプランナー登録制度に係るアンケート」に回答してください。

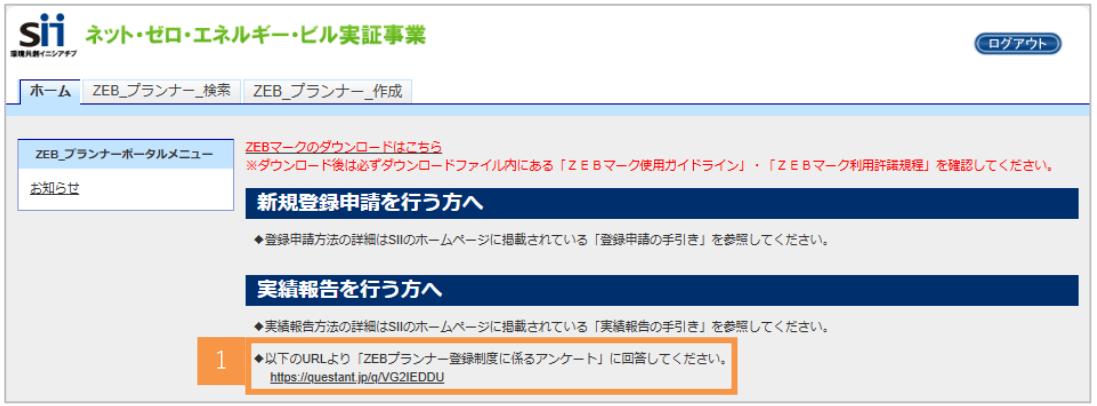

ページ移動

1 アンケートＵＲＬをクリックしてください。

2 ［回答する］からアンケートに回答してください。

以上で実績報告の入力完了となります。
アンケートへの回答がない場合、実績報告を提出したことになりません
のでご注意ください。
※アンケートの回答は、［実績報告_入力完了］押下前に行っても問題ありません。

ＳＩＩにて実績報告内容の確認を行い、確認事項があった場合にはＳＩＩから実務担当者宛に連絡をします。
連絡を受けたらポータルサイトへログインし、ポータル内の事務局確認事項欄に入力されている内容を確認し、対応を行ってください。

ページ移動

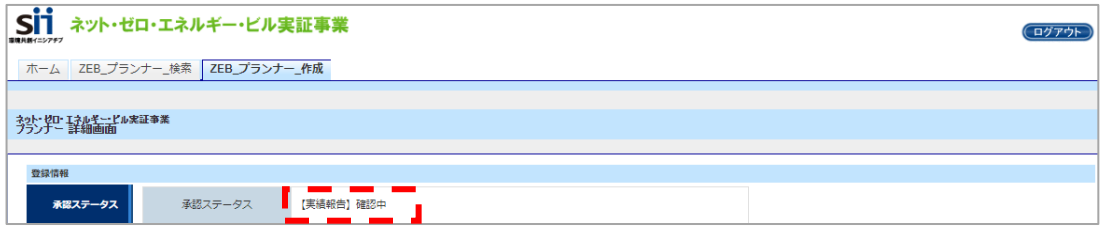

承認ステータスが「【実績報告】ＰＬ修正中」になっていることを確認してください。

1

入力内容を修正する場合は［実績報告編集］を押下してください。
各項目の入力方法は、本手引きＰ．１１～２８を確認してください。

2

添付書類を追加する場合は［ファイル添付］を押下してください。
添付方法は、本手引きＰ．２９を確認してください。

3

修正が完了したら、登録者回答・対応事項欄に対応内容を入力してください。

4

対応内容入力後、［実績報告_修正完了］を押下してください。
※押下後は、編集ができないので、ご注意ください。

承認ステータスが「【実績報告】確認中」になっていることを確認してください。
ＳＩＩは承認ステータスの変更をもって対応完了とし、内容の再確認を行います。
※ＳＩＩの連絡に対して対応を行わなかった場合、ＺＥＢプランナー登録が抹消となる可能性がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人　環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）　ＺＥＢ（ゼブ）登録制度担当

TEL:03-5565-4063

受付時間は平日の10：00～12：00、13：00～17：00です。

また、通話料がかかりますので、ご注意ください。